

5-11. 那覇市議会図書整理要綱

〔平成 18 年 5 月 12 日〕
局 長 決 裁

改正 令和 6 年 11 月 26 日 局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会図書室規程(昭和 49 年那覇市議会訓令第 2 号)第 13 条に基づき、那覇市議会図書室の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存の年限)

第 2 条 図書の保存年限は、別表に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、保存年限にかかわらず、廃棄又は譲渡(以下、「廃棄等」という。)をすることができる。

- (1) 破損、汚損又は書込みが著しい図書
- (2) 社会的変化、学問、技術の進歩等により、記述内容が時代に合わなくなった図書
- (3) 改訂版が出たあとの旧版
- (4) 加除式で加除していない図書
- (5) 相当期間所蔵しても、極端に利用の少ない図書
- (6) 亡失したもので、1 年を経過した図書
- (7) その他出版事情、蔵書構成、利用者の需要、図書の保存価値、及び収蔵能力等を総合的に判断して、所蔵することが適切でない図書

(廃棄等の手続)

第 3 条 調査法制課長は、別表の保存年限を経過した図書は、書架から除去し、廃棄等を行うことができる。ただし、保存年限を経過した図書であっても、その内容から価値が現存すると判断されるものについては、この限りでない。

2 図書の廃棄等をするにあたっては、図書原簿に、廃棄等をした旨及び廃棄等をした年月日を記載する。

付 則

この基準は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

付 則(令和 6 年 11 月 26 日局長決裁)
この要綱は、令和 6 年 11 月 26 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

那覇市議会図書の保存年限

種別	項目	主な内容	保存 年限
一般図書	郷土関係書籍	沖縄年鑑、沖縄大百科事典類	永年
	行政関係書籍	議会運営関係書籍、辞典類、加除式の書籍、法令図書類	
	記念誌・記録集・史録集	沖縄県史、沖縄県議会史、那覇市史、那覇市議会史、他市町村議会史類	
	その他一般単行図書		
政府・自治体等 刊行物	本市議会の刊行物	那覇市議会だより、市政概要、議会決算審査資料、各種調査刊行物類	永年
	本市の刊行物・公報	選挙結果調、那覇市民の友(縮図版含む)、市勢要覧、那覇市の事業に関する刊行物	
		那覇市公報、那覇市統計書、各課刊行物、予算・決算書類	3 年
	政府及び県の刊行物	白書類、官報、沖縄県公報	5 年
	他自治体の刊行物	市政概要、各種調査刊行物、議会広報紙類	3 年
	その他の刊行物	一部事務組合会議録、その他調査刊行物	
雑誌等	地方自治に関する雑誌(別冊・付録含む)	法令・財務・地方行政に関する雑誌、議会・議員に関する雑誌	3 年
	紙新聞	琉球新報・沖縄タイムス・朝日新聞・日本経済新聞・國保新聞・自治日報等	1 年

[改正履歴]

○ 令和 6 年 11 月 26 日 局長決裁(令和 6 年那覇市議会要綱)

改正前「那覇市議会図書整理基準」の題名について「基準」を改め「要綱」とするほか、那覇市議会図書室に保存する図書の保存年限及び廃棄等の手続きを整理し、併せて字句を整理するため改正を行った。